

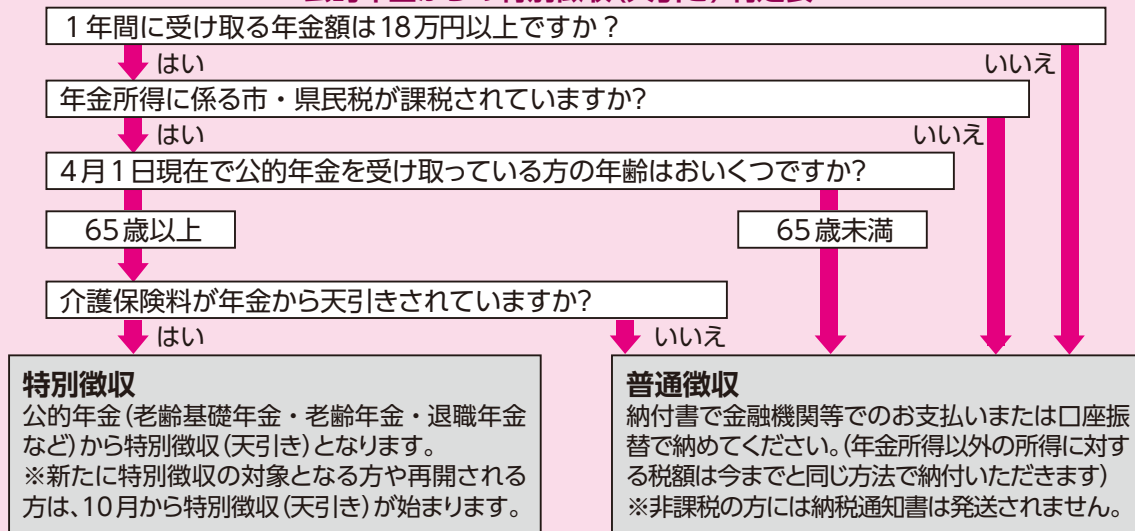
市・県民税の公的年金からの特別徴収(天引き)のお知らせ

問/課税課 ☎463-2852・3

一定額以上の公的年金を受給されている65歳以上の方で、市・県民税の納税義務のある方は、市・県民税が公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。この制度は公的年金受給者の納税の利便性を図るため、平成21年10月から開始されました。

なお、この制度は納税方法を変更するものであり、**新たな税負担が生じるものではありません。**

公的年金からの特別徴収(天引き) 判定表



対象となる方 / 次の①～⑤のすべてに該当する方

- ①年金所得に係る市・県民税が課税されていること
- ②前年中に公的年金の支給を受けていること
- ③老齢基礎年金等の支給額が年18万円以上であること
- ④当該年度の4月1日現在で65歳以上であること
- ⑤朝霞市介護保険料が年金から特別徴収されていること

対象となる年金 / 老齢基礎年金または老齢年金、退職年金など

※障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは特別徴収されません。

※対象となる年金が複数ある場合には、介護保険料が特別徴収される年金と同じ年金が対象となります。

対象となる税金 / 国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金所得に係る所得割額および均等割額です。公的年金以外の所得に対する税額がある場合、その税額については、従来どおり納付書や口座振替または給与からの特別徴収により納めてください。

特別徴収の時期

● **今年度から新たに特別徴収の対象となる方や特別徴収が再開される方**

年度前半は、第1期・第2期に公的年金等に対する年税額の4分の1ずつを普通徴収(納付書または口座振替)により納付します。

年度後半は、10月・12月・2月に公的年金等に対する年税額の6分の1ずつが特別徴収されます。

普通徴収 (個人で納付)		特別徴収 (公的年金からの天引き)		
1期 (6月末)	2期 (8月末)	10月	12月	2月
公的年金等に対する年税額 ÷ 4	公的年金等に対する年税額 ÷ 4	公的年金等に対する年税額 ÷ 6	公的年金等に対する年税額 ÷ 6	公的年金等に対する年税額 ÷ 6

● **前年度から継続して特別徴収の方**

年度前半は、4月・6月・8月に29年度の公的年金等に係る年税額の6分の1相当額が仮徴収されます。

年度後半は、10月・12月・2月に本年度の公的年金等に係る年税額から仮徴収額を差し引いた額の3分の1ずつが特別徴収されます。

前年度特別徴収による仮徴収			当年度算出税額による本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
29年度の公的年金等に対する税額 ÷ 6	29年度の公的年金等に対する税額 ÷ 6	29年度の公的年金等に対する税額 ÷ 6	(本年度の公的年金等に対する年税額 - 仮徴収額) ÷ 3	(本年度の公的年金等に対する年税額 - 仮徴収額) ÷ 3	(本年度の公的年金等に対する年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

※ご不明な点については、お問い合わせください。